（役員の任命）

第七十一条　理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2　理事は、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員の任期）

第七十二条　役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第七十三条　政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）は、役員となることができない。

（役員の解任）

第七十四条　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。

2　主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときその他役員たるに適しないと認めるときは、第七十一条の規定の例により、その役員を解任することができる。

一　破産手続開始の決定を受けたとき。

二　禁錮以上の刑に処せられたとき。

三　心身の故障のため職務を執行することができないと認められるとき。

四　職務上の義務違反があるとき。

（役員の兼職禁止）

第七十五条　役員（非常勤の者を除く。）は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（監事の兼職禁止）

第七十六条　監事は、理事長、理事、評議員又は機構の職員を兼ねてはならない。

（代表権の制限）

第七十七条　機構と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。

（代理人の選任）

第七十八条　理事長は、機構の職員のうちから、機構の業務の一部に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する代理人を選任することができる。

（職員の任命）

第七十九条　機構の職員は、理事長が任命する。

（役員及び職員の秘密保持義務）

第八十条　機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なく、その職務上知ることができた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

（役員及び職員の地位）

第八十一条　機構の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節　評議員会

（設置）

第八十二条　機構に、第八十七条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。以下この条において同じ。）の円滑な運営を図るため、評議員会を置く。

2　評議員会は、第八十七条の業務の運営に関する重要事項を審議する。

3　評議員会は、前項に規定するもののほか、第八十七条の業務の運営に関し、理事長の諮問に応じて重要事項について意見を述べ、又は必要と認める事項について理事長に建議することができる。

（組織）

第八十三条　評議員会は、評議員十五人以内をもって組織する。

（評議員）

第八十四条　評議員は、労働者を代表する者、事業主を代表する者及び技能実習に関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、理事長が主務大臣の認可を受けて任命する。

2　評議員のうち、労働者を代表する者及び事業主を代表する者は、各同数とする。

3　評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　評議員は、再任されることができる。

（評議員の解任）

第八十五条　理事長は、評議員が第七十四条第二項各号のいずれかに該当するに至ったときは、前条第一項の規定の例により、その評議員を解任することができる。

（評議員の秘密保持義務等）

第八十六条　第八十条及び第八十一条の規定は、評議員について準用する。

第五節　業務

（業務の範囲）

第八十七条　機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一　技能実習に関し行う次に掲げる業務

イ　第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。

ロ　第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ　第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ　第二十四条第一項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により事実関係の調査を行うこと。

ホ　第二十四条第三項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により申請書を受理すること。

ヘ　第二十九条第四項（第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準用する場合を含む。）の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二　技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）

三　技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者に対する必要な指導及び助言を行う業務

四　技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

五　その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

六　前各号に掲げる業務（これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。）に係る手数料を徴収する業務

七　前各号に掲げる業務に附帯する業務

（業務の委託）

第八十八条　機構は、主務大臣の認可を受けて、前条の業務（同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。）の一部を委託することができる。

2　第八十条及び第八十一条の規定は、前項の規定による委託を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）又はその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。